

会 議 録

会議名		令和 7 年度第 3 回小金井市消費生活審議会（第 1 4 期）		
事務局		市民部経済課消費生活係		
開催日時		令和 8 年 3 月 2 4 日（火）午前 1 0 時 3 0 分～午前 1 1 時 3 0 分		
開催場所		本町暫定庁舎第二会議室		
出席者	委 員	井口 尚志・真上 浩泰・清水 裕径・吉田 安之・ 南 恵子・村越 幸子・鴨下 初江		
	その他	なし		
	事務局	島田 泰吉 経済課長 齋藤 彬子 消費生活係長 中條 文子 消費生活係主事		
傍聴の可否		○可・不可・（一部不可）	傍聴者数	0 人
会議次第		別紙のとおり		
会議結果		別紙「審議経過」のとおり		
提出資料		別紙のとおり		
そ の 他		なし		

審議経過（主な発言要旨等）

司会（経済課長）	令和7年度第3回小金井市消費生活審議会（第14期）を開会する。審議会の開催に先立ち会長より挨拶をお願いする。
会長	《 挨拶 》
司会	委員7名の出席をいただいているので、小金井市消費生活条例施行規則第4条に基づき会議が成立していることを報告する。 会長に議事進行をお願いする。
会長	議題（1）令和8年度小金井市消費生活行政予算について、事務局から説明をお願いする。
事務局	《 資料1を基に説明 》
会長	職員研修に要する経費について、予算額が増額となっている。国民生活センターが実施する研修に関する予算だと認識しているが、消費生活相談員研修のみの実施で、行政職員研修は実施していないのか。
事務局	そのとおりである。
会長	研修に伴って、関連する書籍を購入することがあると考えるが、その予算はどのように措置しているのか。
課長	事業概要には明記していないが、消費者対策に要する経費の消耗品費において購入している。
会長	議題（2）令和7年度小金井市消費者行政実施事業について、事務局から説明をお願いする。
事務局	《 資料2を基に説明 》
会長	若年層向けの消費者講座は、会場が法政大学小金井キャンパス（オンライン）とのことだが大学内でオンライン講座を実施したのか。
事務局	そのとおりである。この講座は大学の学生生活課が主催しているため、講師は学生生活課の会議室を訪問して、学生生活課の職員と一緒に、学生生活課の機材を使用して、オンライン講座を実施した。受講する学生は、オンラインで受講するため、大学内で専用の教室等は用意していない。
会長	参加者は、法政大学の学生限定だったのか。
事務局	そのとおりである。大学の学生生活課の方が、学生向けインフォメーションで周知し、申込者にオンライン講座のリンクをお伝えいただいた。

会長	この講座は、市から働きかけたのか？それとも大学から働きかけがあったのか。
事務局	この講座は例年実施させていただいており、今年度も市からお声掛けをしたところ、快諾いただいたため、実現した。
会長	法政大学小金井キャンパス限定だったのか。
事務局	法政大学小金井キャンパスの学生が中心ではあったが、大学の学生向けインフォメーションで周知しており、学部は限定していない。
委員	大学生向け消費者講座について報告をいただいたが、大学生よりもさらに下の年齢層への消費者講座は実施しているのか。
事務局	今年度は、東京学芸大学附属小金井中学校の2年生を対象に、家庭科の授業で消費者講座を実施させていただいた。内容は、契約についての基礎知識や最近多い消費者被害の事例の解説、また消費生活相談室の認知度向上や消費生活相談員の役割への理解を深めることを目的にロールプレイングを取り入れて実施した。
課長	資料2は、令和7年度小金井市消費者行政実施事業の一部を抜粋して記載しており、この他にも啓発事業は実施している。例えば、高齢者向け講座であれば、シニア元気フェスタやさくら体操などのイベント会場に伺って、最近の消費者被害の事例を紹介し、困ったことがあれば消費生活相談室に相談するように呼び掛ける出前講座を実施した。また、若年層向けの消費者講座については、毎年市内の学校に声掛けをしているところではあるが、学校のカリキュラム等の都合もあって実現しないこともあり、今後年度により実施校の増減はあると考えている。さらに、消費者団体連絡協議会と共催で、消費者ルームまつりというイベントも年2回実施している。今後も、こんな講座を実施したらどうかというご意見があれば、ぜひ教えていただきたい。
会長	啓発事業について、何かご意見はあるか。
委員	毎年、キッズカーニバルという子ども向けの大きなイベントが実施されているが、来場者数も多いので、ブースを出展してチラシを配布すると若年層への啓発効果は高いのではないかと考える。また、学校の行事に関しては、教職員が企画するもの以外にも、PTAやコミュニティ・スクールが

	企画するものもあるので、そういった組織に働きかけることも手段として検討してはどうか。
委員	若年層向けの啓発事業として、学校との連携について話が出たところである。特に中学校は、家庭科の授業で消費者教育を扱うことから、外部講師による講座を活用できればと考えてはいるが、各学校で年間のカリキュラムを組んでいるため、各学校に周知していきたい。また、PTAやコミュニティ・スクールと連携して進めていくことについては、確かに手段として検討してみるといいのではないかと考える。
会長	相続関係についても、関心の高い分野なのではないかと考える。
課長	いただいたご意見やテーマを参考として、来年度の消費者講座を実施していきたい。
会長	議題（３）最近の相談事例について、事務局から説明をお願いします。
事務局	《 資料３を基に説明 》
委員	高額なコンサルティング契約をさせる事業者は、実体を持たないレンタルオフィスを商業登記上の住所として利用することが多いようだ。契約書に記載された住所を検索すれば、レンタルオフィスかどうかすぐわかる。また、借入と個別クレジット契約には支払い停止の抗弁が可能か否かという大きな違いがある。こういった情報を、若者向けに啓発する必要があると考える。
事務局	消費生活相談室には、消費者金融からの借入に関する相談と個別クレジット契約に関する相談、どちらも一定数の相談が寄せられている。
会長	賃貸住宅の家賃値上げに関する相談も増加しているとのことである。値上げ額が近隣の家賃相場と比較して高額であれば、事例のような対応になると思うが、値上げ額によっては対応が難しい事例も多いと思う。相談員としては、貸主借主双方の言い分の板挟みになると思うが、どのように対応しているのか。
課長	事例については、借主側へのアドバイスが記載されている。調停などの手続きについての記載もあるが、借りている立場として今後借りることができなくなってしまうといった不安にもつながる。相談対応として、非常に難しい内容であると考ええる。

会長	今後もこういった相談は増加していくと考えられるので、どう対応するか引き続き検討を続けていただきたい。
委員	貸主側の立場としては、昨今の物価上昇によって諸経費が上昇していることから、家賃値上げに関する相応な理由を求められた際に、具体的な根拠を示しやすくなっていると考えている。
会長	相談対応にあたり、一定の基準等があると良い。
会長	3 その他について、何か意見等はあるか。
委員	東京都多摩消費生活センターよりお知らせがある。「食品ロスも防ぐ！くらしの中の防災食～賢い備蓄と健康管理術～」のチラシを配布した。興味があればぜひ申し込んでいただきたい。
課長	東京都多摩消費生活センター主催講座のご案内があったところであるが、経済課においても消費者ルームまつり等のイベントを実施しているため、今後は積極的にお知らせさせていただこうと考えている。
会長	相談者の相談内容も複雑化している。柔軟に対応できるような相談窓口の設置も必要ではないかと考える。
課長	近年の消費生活相談内容については、その原因のひとつに生活困窮や認知能力の低下があるなど福祉的な要素を含むことが増えているため、様々な相談窓口を集中的に設置することで横の連携が図れるようになると考える。そのために、必要な予算については適切に要求していく。
会長	引き続き適切な予算措置をお願いしたい。
委員	一日生活教室について、とても魅力的な企画なので、参加できなかった人向けにレシピなどを配信してほしい。野菜を使ったスイーツもあるとうれしい。
委員	貴重なご意見ありがたい。ただ、一日生活教室は夏に実施しており、この時期には果物を作っていない状況である。料理番組やレシピ本はあふれているところであるが、一日生活教室の参加者の方は、みんなで一緒に作って食べる点に魅力を感じていただいているようなので、準備等は大変だが何とか続けていければと考えている。レシピを配信する方法については、持ち帰ってみんなで考えたい。
会長	本日の議題は全て終了したので、これをもって閉会とする。

会議資料は、次の場所でご覧いただけます。

小金井市立図書館

小金井市役所本庁舎 4 階議会図書室

小金井市役所第二庁舎 4 階経済課消費生活情報コーナー

小金井市役所第二庁舎 6 階情報公開コーナー